

後期高齢者医療
令和2年度からの保険料率

後期高齢者医療保険の保険料率は2年ごとに改定され、令和2年度からの保険料率に変更されます。また、所得が一定以下の世帯に適用される軽減割合も変更となります。

保険料率	
令和2・3年度	
均等割額	43,100円
所得割率	8.38%

改定後の保険料率に基づく保険料額は7月中旬にお知らせします。

均等割額の軽減措置		
世帯主および被保険者の総所得金額などが下記の基準を超えない世帯	令和2年度から	
	軽減割合	均等割額
基礎控除額（33万円）	7.75割	9,697円
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない場合	7割	12,930円
基礎控除額（33万円） +※28万5千円×被保険者の数 （※変更前は28万円）	5割	21,550円
基礎控除額（33万円） +※52万円×被保険者の数 （※変更前は51万円）	2割	34,480円

※後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった方（制度加入後2年間のみ適用）は、均等割額21,550円、割合にして5割軽減されます。

保険料・保険税の仮徴収

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について、特別徴収（年金からの引去り）で納めている方は仮徴収制度があります。2月に徴収された保険料と同額が4月・6月・8月の年金から仮徴収額として徴収されます。

新たに4月から特別徴収が開始となる方や普通徴収（納付書払い、口座振替払い）の方へ仮徴収額の通知書を送ります。納付書払いの方は、同封の納付書により期限内に納付してください。

令和2年度に納付すべき本徴収額は、令和元年中の所得が確定した後に再計算され、10月以降の徴収において調整されます。本徴収のお知らせは、7月中旬にお知らせします。

納付方法の変更

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は申し出により、年金からの特別徴収から、口座振替に変更することができます（市内に支店のある金融機関で利用可能）。金融機関窓口で口座振替の手続きを行った後、国民健康保険税は税務課課税班、後期高齢者医療保険料は市民課国保医療班の窓口で手続きが必要です。

国民健康保険税について

税務課課税班 ☎30・0213
後期高齢者医療保険料について

市民課国保医療班 ☎30・0222
介護保険料について

あんしん長寿課 高齢者支援班
☎30・0234

医療費窓口負担の減免制度

医療機関の窓口で支払う医療費の徴収が猶予または免除される制度があります。

世帯主などが次の要件のいずれかに該当し、生活保護基準以下の場合に対象となります。詳しくは市民課国保医療班までお問い合わせください。

減免の要件

- ① 震災、風災害、火災などにより死亡もしくは障がい者となった、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作などにより収入が減少したとき
- ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④ その他類する事由があったとき

市民課国保医療班 ☎30・0222

国保への届け出はお済みですか
14日以内に届け出を

進学や就職、引っ越しなどにより、国保・社会保険などを切り替える際は届け出が必要です。市民課国保医療班または各支所で手続きをお願いします。
手続きに必要なもの

- ◆共通 マイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証など）、認め印
- 就職して社会保険加入 社会保険の保険証、国保の保険証
- 退職などで社会保険脱退 社会保険の資格喪失連絡票
- ※解雇などによる離職の場合、雇用保険受給資格者証
- 世帯主変更、名字変更、住所の変更 国保の保険証
- 進学して市外に転出 国保の保険証、在学証明書
- 卒業して学生でなくなった マル学保険証、卒業証明書

事業主の方へお願い

社会保険の資格取得（喪失）連絡票は、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。



市民課国保医療班 ☎30・0222

はり・きゅう・マッサージ
受療券交付が始まります

65歳以上の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ受療券を交付しています。発行は1人につき年1回限りで、再交付はしませんので紛失にご注意ください。

- ◆対象者 65歳以上の市民
- ◆助成額 1回の受療につき1千円の助成を年4回
- ◆持参するもの 本人確認書類（免許証など）、認め印
- ◆発行場所 市民課または各支所
- ◆施術を受けられる機関
- 【花輪】木村鍼灸治療室、田口治療院、にしむら訪問マッサージ
- 【八幡平】東玄堂、訪問鍼灸さいとう
- 【尾去沢】丸山鍼灸院
- 【大湯】西村鍼灸整骨院

市民課国保医療班 ☎30・0222

高齢者福祉タクシー券の申請

満80歳以上の対象となる方に対して、1枚500円のタクシー券を1カ月あたり2枚交付しています。

令和2年度の申請は、あんしん長寿課高齢者支援班（福祉保健センター）窓口で受け付けています。

◆対象者

- ・本市に住所があり在宅で生活している満80歳以上の一人暮らしの方
- ・満80歳以上の方で65歳以上の高齢者（身体障害者手帳、療育手帳または健康福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）のみの世帯で暮らしている方

※重い障がいを持つ方に交付している福祉タクシー券（11ページ掲載）の交付を受けている方、本人や同居家族が自動車を使用している方、介護保険施設に入所中の方は対象になりません。

- ◆持ち物 印鑑（代理申請の場合、助成対象者と代理人の印鑑が必要）

あんしん長寿課 高齢者支援班
☎30・0234

各種検診が始まります

4月下旬に、各自治会の保健協力員を通じて「令和2年度検診のご案内（緑色）」と「検診申込書」を配布します。

福祉保健センターや市役所、各支所にも配置していますので、検診のご案内をご確認のうえお申し込みください。

◆申込締切 5月18日

すこやか子育て課健康づくり班
☎30・0119

脳ドック助成

かづの厚生病院・鹿角中央病院での脳ドック希望者を募集します。

◆自己負担額

かづの厚生病院（募集人数：75人程度）
脳ドック 1万6200円

脳ドックミニコース 8650円

鹿角中央病院（募集人数：25人程度）
脳ドック 1万2千円

◆対象者 40歳～74歳までの市民（昭和21年4月2日生から昭和56年4月1日生）
※現在加入の健康保険で脳ドックの助成を受けられる方、平成29年度から令和元年度に市の脳ドック助成を受けた方は除きます。

◆実施期間 6月～令和3年2月

◆申し込み・受診方法

①保健センターおよび各支所に設置している「鹿角市脳ドック申込書」を送・FAXまたは直接すこやか子育て課健康づくり班に提出してください。

※申込多数の場合は抽選となり、決定者に脳ドック決定通知書を郵送します。

②決定した病院で受診日を予約して受診してください。

◆申込期限 4月23日

※市外の医療機関での受診を希望される方はご相談ください。

すこやか子育て課健康づくり班
☎30・0119



市ホームページはこちら

4月の献血車訪問

とき	受付時間	ところ
9日	9時～11時	鹿角地域振興局
	13時～	東北電力 [※] 鹿角電力センター
	13時45分	
	14時45分～16時45分	かづの厚生病院

* 400ミリリットル献血にご協力をお願いします。輸血患者の副作用軽減につながります。

成人の風しん抗体検査・予防接種

風しんのまん延予防のため、抗体検査を受け、抗体価が低い場合は予防接種を受けましょう。

クーポン券について

平成31年度に送付しているクーポン券は令和2年度も利用できますので、抗体検査および予防接種をまだ受けていない方は、すでに送付されているクーポン券を持参のうえ、受診してください。また、クーポン券を紛失した方は、再発行しますのでご連絡ください。

◆対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生の男性

◆料金 無料（抗体検査・予防接種）

すこやか子育て課健康づくり班
☎30・0119